

学校感染症における出席停止について

東京都立南葛飾高等学校
定 時 制

<学校感染症と出席停止について>

下記の感染症は学校保健安全法で定められた学校感染症です。生徒が罹患した場合、出席停止扱いになります。（この期間は証明書の提出により欠席とはなりません。）

停止後の登校については、下欄の「治癒証明書」または医療機関の証明書を生徒に持たせてくださるをお願いします。

記

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、新型インフルエンザ（H5N1型）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、下顎腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の伝染病（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など）	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

担当医殿

お手数ですが、下記に証明をお願いします。

記

治 癒 証 明 書	
東京都立南葛飾高等学校長殿	
年 組 氏名	_____
病 名（	_____）
治療期間（	_____月 _____日 ~ _____月 _____日）
上記の生徒は疾病が治癒しました。伝染のおそれがないと認めます。	
令和 _____年 _____月 _____日	
医療機関名 _____	